

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関及び団体等が連携して③で示された広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

② 広域指針の対象とする地域個体群

広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術マニュアルにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

技術マニュアルに示された地域個体群に係る都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群における、生息数動向、被害規模、繁殖力及び分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を、既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。

③ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に係る都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて、河川行政部局等も参加するものとする。

ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

④ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえ必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護管理、生息環境及び鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関及び団体等が連携して③で示された広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

② 広域指針の対象とする地域個体群

広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術マニュアルにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

技術マニュアルに示された地域個体群に係る都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群における、生息数動向、被害規模、繁殖力及び分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を、既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。

③ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に係る都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。

ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しい場合には、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

④ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果や地域個体群の動向を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行うものとする。

広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置するものとする。

科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。	科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行うものとする。
⑤ 広域指針の記載項目 広域指針には、以下の項目を記載するものとする。 1 広域的な保護管理の目的及び背景 2 保護管理すべき鳥獣の種類 3 広域指針の期間 4 広域指針の対象地域 5 広域的な保護管理の目標 (1)現状 (2)保護管理の目標 (3)目標を達成するために必要な広域的な連携施策の考え方 6 広域的な保護管理における特定鳥獣の数の調整に関する事項 7 広域的な保護管理における生息地の保護及び整備に関する事項 (1)生息環境の保護 (2)生息環境の整備 8 広域的な保護管理における被害防除対策 9 広域的な保護管理におけるモニタリング及びフィードバック 10 その他広域的な保護管理のために必要な事項 (1)広域の実施体制（広域協議会の体制等） (2)特定計画及び都道府県協議会について (3)普及啓発 (4)その他 (2) 技術マニキュアル等の整備 国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣保護管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえ、先進的な取組及び効率化のモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術マニキュアルを整備する。技術マニキュアルについては、鳥獣保護事業期間を概ね5年ごとに見直し、最新の情報は、(1)で示した地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣保護管理及び実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。	⑤ 広域指針の記載項目 広域指針には、以下の項目を記載するものとする。 1 広域的な保護管理の目的及び背景 2 保護管理すべき鳥獣の種類 3 広域指針の期間 4 広域指針の対象地域 5 広域的な保護管理の目標 (1)現状 (2)保護管理の目標 (3)目標を達成するために必要な広域的な連携施策の考え方 6 広域的な保護管理における特定鳥獣の数の調整に関する事項 7 広域的な保護管理における生息地の保護及び整備に関する事項 (1)生息環境の保護 (2)生息環境の整備 8 広域的な保護管理における被害防除対策 9 広域的な保護管理におけるモニタリング及びフィードバック 10 その他広域的な保護管理のために必要な事項 (1)広域の実施体制（広域協議会の体制等） (2)特定計画及び都道府県協議会について (3)普及啓発 (4)その他 (2) 技術マニキュアル等の整備 国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣保護管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえ、先進的な取組及び効率化のモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術マニキュアルを整備する。技術マニキュアルについては、鳥獣保護事業期間を概ね5年ごとに見直し、最新の情報は、(1)で示した地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣保護管理及び実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。
③ 特定計画の実施状況に関するフィードバック 国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に	③ 特定計画の実施状況に関するフィードバック 国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に

把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている鳥獣保護事業計画に係る基本指針の作成とあわせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるような情報提供を行うものとする。

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて適切に鳥獣保護事業を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護事業を実施するたための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ゴミや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けるものとする。

3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、当該特定計画の対象区域に休猟区における特定鳥獣の狩猟が、特定計画の達成を図るために必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基き、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該特定

に把握し、必要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている鳥獣保護事業計画に係る基本指針の作成とあわせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。

また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府県が特定計画の見直しの際に活用できるような情報提供を行うものとする。

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて適切に鳥獣保護事業を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護事業を実施するたための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ゴミや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けるものとする。

3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

特定計画の対象鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)が狩猟鳥獣である場合であって、当該特定計画の対象区域に休猟区における特定鳥獣の狩猟が、特定計画の達成を図るために必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基き、当該都道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該

面の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。 なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。	当該特定鳥獣に関する捕獲等を行うことができる区域を指定し、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図るものとする。 なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする特定鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないように区域を指定するものとする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。
4 入猟者承認制度 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。	孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の保護管理を行うものとする。 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。
第四 人材育成・確保 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保 (1) 基本的な考え方	第四 人材育成・確保 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保 (1) 基本的な考え方
鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が求められている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められる。 なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験のある人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る必要とされおり、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護の実施に関する助言・指導が求められている。 地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、第三・二の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員が行われることが基本であるが、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に、対応を進めるものとする。 ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備 イ 猟友会等との連携を通じて捕獲従事者の知識及び技術等の向上による効果的な個体数管理 ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる	鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が求められている現場にいたるまで、適所に配置されていることが求められる。 なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験のある人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る必要とされおり、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護の実施に関する助言・指導が求められている。 地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、第三・二の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員が行われることが基本であるが、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に、対応を進めるものとする。 ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備 イ 猟友会等との連携を通じて捕獲従事者の知識及び技術等の向上による効果的な個体数管理 ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる

民間団体の育成・確保は、こうした、鳥獣保護管理に関する専門的な知識及び技術等の評価と必要となる人材確保等の仕組み（鳥獣保護管理に係る人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の作成に必要な人材

イ 特定計画等の実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

エ 委託等により上記ア～ウを総合的に実施できる団体

2 研修等による人材育成

(1) 全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする

ア 鳥獣保護管理に関する制度や、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産業行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

(2) 地域的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況及び全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施する。

イ 受講者は、主として当該都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産業行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生息や個体数調整の向上等を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修において、鳥獣被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

エ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生息や個体数調整の向上等を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修において、鳥獣被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

団体の育成・確保

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識及び技術等の評価と必要となる人材確保等の仕組み（鳥獣保護管理に係る人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の作成に必要な人材

イ 特定計画等の実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

エ 委託等により上記ア～ウを総合的に実施できる団体

2 研修等による人材育成

(1) 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度及び全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産業行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

(2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況及び全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施する。

イ 受講者は、主として当該都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産業行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生息や個体数調整の向上等を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修において、鳥獣被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

エ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生息や個体数調整の向上等を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修において、鳥獣被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の観点から幅広い鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に關して十分な知見を有する地域に於いて研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせ、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査及び巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護管理に努めるものとする。

(1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があることを認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅱ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。

なお、湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息

実することにより研修の効果を高めるなど、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に關して十分な知見を有する地域に於いて研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理及びこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定鳥獣保護管理計画の進捗状況に合わせ、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体により関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査及び巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護管理に努めるものとする。

(1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があることを認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅱ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施するものとする。

なお、湿原、湖沼、干潟などの湿地でラムサール条約基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息